

日高市

障がい福祉ガイド



令和7年11月更新
日高市役所 福祉子ども部 障がい福祉課

〒350-1292

日高市大字南平沢1020番地

電話：989-2111（代）

FAX：985-4444

メール：sfukusi@city.hidaka.lg.jp

URL：<http://www.city.hidaka.lg.jp/>

目次

1. 手帳の交付

身体障がい者手帳の交付	1
療育手帳の交付	2
精神障がい者保健福祉手帳の交付	3
海外渡航等のための、身体障がい者および 療育手帳の英語版の手帳交付証明	3

2. 障がい福祉サービスの給付

介護給付	4
訓練等給付	5
相談支援給付	5
障がい児通所給付	5

3. 相談窓口

日高市役所	6
障がい者相談支援センター	6
日高市障がい者就労支援センター	7
地域活動支援センター	7
精神障がい者地域活動支援センター	8
身体障がい者地域活動支援センター	8

4. 手当・年金

在宅重度心身障がい者手当	9
特別障がい者手当	9
障がい児福祉手当	10
経過措置による福祉手当	10
特別児童扶養手当	11
埼玉県心身がい者扶養共済制度	11
障がい基礎年金、障がい厚生年金	12
特別障がい給付金制度	12

5. 医療

自立支援医療費制度	13
重度心身障がい者医療費	14
後期高齢者医療制度	14

6. 在宅生活支援

補装具の交付、修理	15
難聴児の補聴器給付	15
日常生活用具の給付	16
小児慢性特定疾病児童	
日常生活用具の給付	17
在宅重度障がい者の寝具消毒乾燥	17
紙おむつの支給	17
意思疎通支援	18
電話リレーサービス	18
文字表示電話サービス(ヨメテル)	18
声の広報ひだか	19
日中一時支援	19
入浴サービス	19
生活サポート	20
重度身体障がい者	
居宅改善整備費の補助	20

7. 社会参加

移動支援	21
タクシー乗車料金の割引き	22
福祉タクシー利用料金の助成	22
自動車運転免許取得費の補助	22
自動車等燃料費の補助	23
心身障がい児通学奨励費補助金	23
自動車改造費の補助	24
有料道路の割引き	24
駐車禁止適用除外	25
埼玉県思いやり駐車場制度	25, 26
JR 運賃の割引き	27
私鉄運賃の割引き	27
バス運賃の割引き	28
国内航空運賃の割引き	28

8. 税金

市民税、所得税の控除	29
相続税の控除	29
自動車税、軽自動車税の減免	30

9. 備え

緊急通報システムの設置	31
避難行動要支援者名簿	31
MEIS (医療的ケア児等医療情報 共有システム)	32
Net119 緊急通報システム	32
メール・ファックス110番	32

10. その他

NHK 受信料の減免	33
NTT 番号案内の減免「ふれあい案内」	33
携帯電話基本料金等の割引き	34
飯能ケーブルテレビ 基本料金等の割引き	34
公営施設の使用料等の減免	34
福祉スポーツ大会	34
彩の国ふれあいピック	34
日高市障がい者創作活動合同作品展	35
手話を学びたい方へ	35

各項目のあとのマークについて

身	・	身体障がい者手帳
療	・	療育手帳
精	・	精神障がい者保健福祉手帳
難	・	指定難病

上記の方が対象となることを示しています

マイナンバーの対象

お手続きの際に「マイナンバーカード（個人番号カード）」または
「写真付きの公的身分証明書及び通知カード」が必要となります

この表は制度の一部を障がい程度別に紹介しています。全ての方に当てはまるものでは

制度		在宅重度心身障がい者手当	特別障がい児福祉手当	障がい児福祉手当	特別児童扶養手当	埼玉県心身障がい者扶養共済	自立支援医療（精神通院）	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	重度心身障がい者医療費	後期高齢者医療費	日中一時支援	生活サポート	居宅改善整備費の補助	
種別	程度														
視覚	1級	●	△	△	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	2級	●		△	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	3級				●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	4級						●	●	●			●	●		
	5級						●	●				●	●		
	6級						●	●				●	●		
聴覚・平衡	2級	●		△	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	3級				●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	4級						●	●				●	●		
	5級						●	●				●	●		
	6級						●	●				●	●		
	3級				●	●	●	●	●	●	●	●	●		
肢体不自由	1級	●	△	△	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	
	2級	●		△	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	
	3級				●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	4級					△		●	●		△	●	●		
	5級						●	●				●	●		
	6級						●	●				●	●		
内部	1級	●	△	△	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	2級	●		△	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	3級				●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	4級						●	●	●			●	●		
知的	Ⓐ	●	△	●	●	●				●	●	●	●		
	Ⓐ	●			●	●				●	●	●	●		
	Ⓑ				●	●				●	●	●	●		
	Ⓒ					●					●	●	●		
精神	1級	●	△	△	△	△	●			●	●	●	●		
	2級					△	●			●	●	●	●		
	3級					△	●			●	●	●	●		
難病			△	△	△	△									
ページ	9	9	10	11	11	13	13	13	14	14	19	20	20		
備考	に生じた場合は対象外	65歳以上で新たに該当する方	20歳以上。その他	20歳未満。その他	認める方	その他同程度と認める方	その他同程度と認める方	18歳以上の方	18歳未満の方	65歳以上で新たに該当する方	65歳から74歳の方	その他該当する方	認められる方	その他同程度と認められる方	認められる方

●印はおおむね該当、△は一部のみ該当

ないため、あくまでも目安としてご覧いただき、必ず本文ページにて詳細をご確認ください。

制度		移動支援	タクシー乗車料金の割引き	福祉タクシー利用料金助成	自動車運転免許取得費補助	自動車燃料費補助	自動車改造費補助	有料道路の割引き	駐車禁止適用除外	埼玉県思いやり駐車場	JR運賃の割引き	バス運賃の割引き	N H K		
種別	程度												全額	半額	
視覚	1級	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	△	△	
	2級		●	●	●	●		●	●	●	●	●	△	△	
	3級		●		●			●	●	●	●	●	△	△	
	4級		●		●			●	△	●	●	●	△	△	
	5級		●		●			●			●	●	△	△	
	6級		●		●			●			●	●	△	△	
聴覚・平衡	2級		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	△	
	3級		●		●			●	●	●	●	●	●	△	
	4級		●		●			●			●	●	△	△	
	5級		●		●			●		△	●	●	△	△	
	6級		●		●			●			●	●		△	
音声・言語	3級		●		●			●			●	●	△	△	
	4級		●		●			●			●	●		△	
肢体不自由	1級	△	●	●	●	●	●	△	●	●	●	●	●	△	△
	2級	△	●	●	●	●	●	△	●	△	●	●	●	●	△
	3級		●	●	●	●	●	△	●	△	△	●	●	△	△
	4級		●		●			△	●	△	△	●	●	△	△
	5級		●		●			△	●		△	●	●	△	△
	6級		●		●			△	●		△	●	●	△	△
内部	1級		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	△
	2級		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	△
	3級		●		●				●	●	●	●	●	●	△
	4級		●		●				●		●	●	●	●	△
知的	Ⓐ	●	●	●	●	●	●	△	●	●	●	●	●	●	△
	Ⓐ	●	●	●	●	●	●	△	●	●	●	●	●	●	△
	Ⓑ	●	●		●			△			●	●		△	
	Ⓒ	●	●		●			△			●	●		△	
精神	1級	△	※		●			△		●	●	●	△	△	△
	2級	△	※		●			△			●	●	●	△	
	3級	△	※		●			△			●	●	●	△	
難病											△				
ページ		21	22	22	22	23	24	24	25	25	27	28	30	33	
備考		認められる方		その他程度と 認められる方	※は一部のタクシー 事業者で割り実施	自動車燃料費補助と 併給不可	運転者の条件あり 他人の車の所有者、 本人が運転するため に必要な改造に限る			その他該当要件あり	顔写真が貼付されて いる手帳に限る	顔写真が貼付されて いる手帳に限る	本人か世帯主かつ 契約者であること	世帯全員が市民税 非課税であること	本人か世帯主かつ 契約者であること

1.手帳の交付

身体障がい者手帳の交付

マイナンバーの対象

身

身体に障がいのある方が福祉のサービスを受けるために必要な手帳です。

＜対象となる障がい＞

視覚	左記に永続する障がいがある方。 障がいの程度により1～6級に区分されます。
聴覚	
平衡機能	
音声・言語・そしゃく機能	
肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）	
内部 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 肝臓 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	

＜手続き＞

次のものをご持参のうえ申請してください

- 診断書（市役所1階⑧番 障がい福祉課窓口にある所定の様式に、都道府県知事等の指定を受けた医師が記入したもの）
※様式は「埼玉県総合リハビリテーションセンター」のホームページからもダウンロード可能です
- 顔写真2枚（タテ4cm×ヨコ3cm）申請前1年以内に撮影したもの ※手帳の受取り時に必要

＜手帳の再認定＞

身体障がい者手帳は、障がいの程度が将来軽度化されることが予想される場合などには、認定期限が定められた有期認定となることがあります。
この場合、手帳に記載されている認定期限の前に再判定を受ける必要があります。

診断書料補助

手帳申請に必要な診断書料について、5,000円を限度として補助します。

＜持ち物＞

- 本人名義口座の金融機関名、口座番号がわかるもの
- 診断書料の領収書（明細・レシートは不可。原本はお返しえません）

手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

本人が亡くなった場合、市内転居または転入の場合、氏名が変わる場合、手帳を紛失した場合は、手続きが必要です。

手続きに必要な持ち物をご案内します。障がい福祉課までご連絡ください。

申請窓口・問い合わせ 障がい福祉課 ☎042-989-2111（代）

療育手帳の交付

マイナンバーの対象

療

知的障がいの方に一貫した指導・助言を行うとともに、福祉のサービスを受けるために必要な手帳です。

<対象となる方>

児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障がい者更生相談所）の判定で知的障がいと認定された方。

手帳の区分	Ⓐ	A	B	C
障がいの程度	最重度	重度	中度	軽度

<手続き>

市役所1階⑧窓口で申請したのち、障がい福祉課の担当が本人の状況等についておたずねします。その後、18歳未満の方は児童相談所で、18歳以上の方は、埼玉県総合リハビリテーションセンターで知的障がいの判定を受けていただきます。

<持ち物>

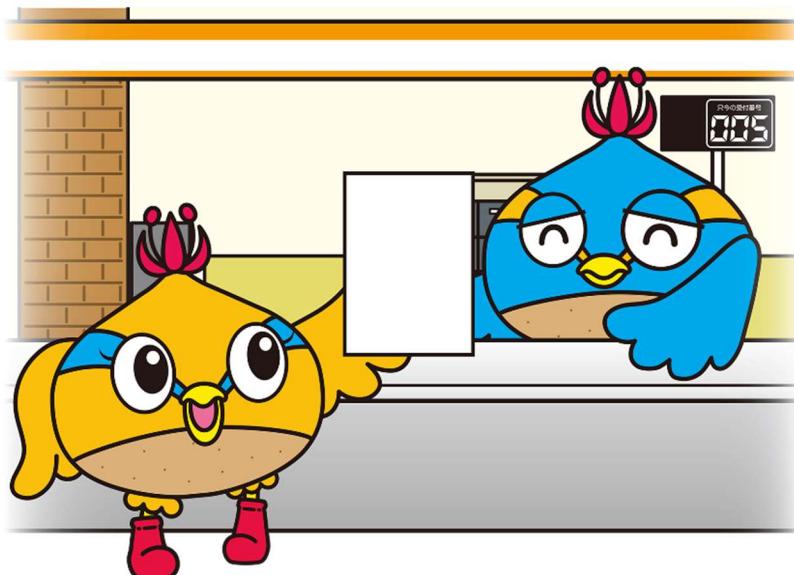
- 母子手帳などの生育歴がわかるものなど
- 顔写真2枚（タテ4cm×ヨコ3cm）申請前1年以内に撮影したもの ※手帳の受取り時に必要

手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

本人が亡くなった場合、市内転居または転入の場合、氏名が変わる場合、手帳を紛失した場合は、手続きが必要です。

手続きに必要な持ち物をご案内します。障がい福祉課までご連絡ください。

申請窓口・問い合わせ 障がい福祉課 ☎042-989-2111（代）



精神障がい者保健福祉手帳の交付 マイナンバーの対象

精

精神疾患（障がい）のある方が福祉のサービスを受けるために必要な手帳です。

＜対象となる方＞

疾患名	状態	等級
統合失調症 気分障がい などの精神疾患（障がい）	長期にわたり日常生活または社会生活に制限がある。 (初診日から6か月を経過していること)	1～3級

＜手続き＞

次のものをご持参のうえ申請してください。

- 医師の診断書（所定の様式）または障がい年金の証書と直近の年金支払通知の写し
- 顔写真2枚（タテ4cm×ヨコ3cm）申請前1年以内に撮影したもの ※手帳の受取り時に必要

＜更新について＞

有効期間は2年間で、有効期限の3か月前から申請できます。

診断書料補助

手帳申請に必要な診断書料について、5,000円を限度として補助します。

＜持ち物＞

- 本人名義口座の金融機関名、口座番号がわかるもの
- 診断書料の領収書（明細・レシートは不可。原本はお返しできません）

手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

本人が亡くなった場合、市内転居または転入の場合、氏名が変わる場合、手帳を紛失した場合は、手続きが必要です。

手続きに必要な持ち物をご案内します。障がい福祉課までご連絡ください。

申請窓口・問い合わせ 障がい福祉課 ☎042-989-2111（代）

海外渡航等のための、身体障がい者および 療育手帳の英語版の手帳交付証明書

身 療

海外渡航等の際に自身に障がいがあることを伝えられるよう、身体障がい者手帳および療育手帳の英語版の手帳交付証明書の発行を行っています。

《問い合わせ》

〒362-8567

上尾市西貝塚148-1

埼玉県総合リハビリテーションセンター福祉局相談部障害認定担当

☎048-725-0216

2. 障がい福祉サービスの給付

障がい福祉サービス等とは、障害者総合支援法または児童福祉法に基づくサービスです。

在宅はもとより通所・施設入所を対象とした「介護給付」、日々の生活を送るための訓練を対象とした「訓練等給付」、サービス利用に関する相談等を行う「相談支援給付」、通所による療育等の支援が必要な児童が利用する「障がい児通所給付等」があります。

＜対象となる方＞

- 障がい者手帳の交付を受けている方
- 心身に障がいがあると判定され、サービスの必要性があると判断された方（医師の診断書等が必要）
- 診断書等により精神障がい者の診断を受けている方
- 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）の交付を受けている方
- 難病の方

＜利用者負担＞

利用者は原則1割の定率負担となります。定率負担は収入に応じた上限額（月額負担上限額）が設定され、1か月に利用したサービス料に関わらず、それ以上の負担は生じません。

介護給付

マイナンバーの対象

種類	サービス内容
居宅介護(ホームヘルプサービス) ・身体介護 ・家事援助 ・通院等介助 ・通院等乗降介助 身 療 精 難	自宅で生活している方について、次の支援を行います 身体介護・・・入浴、排せつ、食事等の介護 家事援助・・・調理、洗濯、掃除等の家事 通院等介助・・・通院、官公署等への移動の介助 通院等乗降介助・・・車両への乗車、降車の介助
重度訪問介護 身 療 精 難	重度の障がいがあり常に介護を必要な方に、自宅での入浴、排せつ、食事等の介護から外出時の移動支援までを総合的に行います
同行援護 身 難	視覚障がいにより移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います
行動援護 療 精 難	知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための支援を行います
重度障がい者等包括支援 身 療 精 難	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
短期入所(ショートステイ) 身 療 精 難	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間入所して、夜間も含めて入浴、排せつ、食事の介護等を行います
療養介護 身 難	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います
生活介護 身 療 精 難	常に介護を必要とする方に、おもに日中施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創意的活動または生産活動の機会を提供します
施設入所支援 身 療 精 難	施設に入所している方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います

訓練等給付

マイナンバーの対象

種類	サービス内容
自立訓練(機能訓練) 身 療 精 難	理学療法、作業療法その他必要な訓練や、生活等に関する相談および助言等の支援を一定期間行います
自立訓練(生活訓練) 身 療 精 難	入浴、排せつ、食事等必要な訓練や、生活等に関する相談および助言等の支援を一定期間行います
就労移行支援 身 療 精 難	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援 A型 身 療 精 難	一般企業等での就労が困難な方に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援 B型 身 療 精 難	一般企業等での就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います
就労定着支援 身 療 精 難	障がい福祉サービスを利用して就労した方に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行うことで、働きづけられるようサポートを行います
自立生活援助 身 療 精 難	施設を利用していた方が一人暮らしを始めたときに、生活や健康などに問題がないか、定期的な訪問や随時の対応によって必要な支援を行います
共同生活援助(グループホーム) 身 療 精 難	夜間や休日、共同生活を行う住宅で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います

相談支援給付

マイナンバーの対象

種類	サービス内容
計画相談支援 身 療 精 難	障がい者の生活全般の解決すべき課題を発見し、本人その家族の意向も踏まえて、「サービス等利用計画(案)」の作成及び利用状況の検証(モニタリング)を行います
障がい児相談支援 身 療 精 難	障がい児の生活全般の解決すべき課題を発見し、本人その家族の意向も踏まえて、「障がい児支援利用計画(案)」の作成及び利用状況の検証(モニタリング)を行います

障がい児通所給付

マイナンバーの対象

種類	サービス内容
児童発達支援 身 療 精 難	未就学児を対象とした療育を行います
放課後等デイサービス 身 療 精 難	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します
保育所等訪問支援 身 療 精 難	保育所や乳児院、児童養護施設を訪問し、障がい児に障がい児以外の児童との集団生活をするための専門的な支援を行います

3.相談窓口

日高市役所

障がい者手帳、福祉サービス、自立支援医療など	障がい福祉課	〒350-1292 日高市大字南平沢1020番地 電 話：989-2111（代） FAX：989-2316（代） U R L： http://www.city.hidaka.lg.jp/
医療費について	保険年金課	
介護について	長寿いきがい課	
障がい年金について	保険年金課	
税金の控除について	税務課	
特別児童扶養手当について	子育て応援課	

日高市障がい者相談支援センター

身 療 精 難

＜内容＞

福祉サービスの利用援助や福祉制度の活用、施設の紹介、生活・介護相談および情報提供、サービス利用計画作成など。

＜対象となる方＞

日高市内にお住まいの障がいのある方、保護者、家族または介護されている方、その他相談を必要とされる方。（障がい者手帳の有無は問いません）

てらす	〒350-1236 日高市猿田 132-1 電話：042-984-1188 FAX：042-984-0077	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで (祝日および年末年始を除く)
なすな	〒350-1235 日高市榆木 201 総合福祉センター内 電話：042-978-7681 FAX：042-978-7682	
ぶらむ ※成人の方のみ	〒350-1235 日高市榆木 201 総合福祉センター内 電話：042-985-2116 FAX：042-985-1411	

日高市障がい者就労支援センター

身 療 精

＜内容＞

就労に向けての相談・準備、支援計画の作成、ハローワークの求人登録、就労後の定着支援等、就労支援全般を行います。

雇用主に対しては、障がい者の雇用に関する相談（コミュニケーション、バリアフリー等）、制度のご案内（ジョブコーチ制度、トライアル雇用制度等）等を行います。

＜対象となる方＞

障がいのある方で、就労を希望される方。

障がい者を雇用している事業主、障がい者の雇用を検討している事業主。

えるむ	〒350-1235 日高市榆木 201 総合福祉センター内 電話：042-985-2116 FAX：042-985-1411	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで (祝日および年末年始を除く)
-----	--	--

地域活動支援センター

身 療 精

＜内容＞

グループワーク、手指作業などを通じて、生活リズムの定着や心身の安定をはかります。

＜対象となる方＞

社会適応に困難さを感じている方。

あまやどり	〒350-1245 日高市栗坪 174-1 電話：042-981-7918 FAX：042-981-7918	火曜日から金曜日 午前9時30分から午後4時まで (年末年始を除く)
-------	---	--



精神障がい者地域活動支援センター 精

＜内容＞

日常生活の問題等に対する助言、指導、情報提供および創作的活動など。

＜対象となる方＞

在宅で生活する精神障がいのある方やその家族。

のぞみ	〒350-0451 毛呂山町毛呂本郷 682 電話：049-276-2088 FAX：049-276-1739	月曜日から土曜日 午前9時から午後5時まで (祝日・ゴールデンウイーク および年末年始を除く)
-----	--	--

身体障がい者地域活動支援センター 身

＜内容＞

身体障がい者を対象に、日帰りで、施設において入浴、排せつ、食事の提供、創作的活動、機能訓練、レクリエーション等を行います。

＜対象となる方＞

身体障がい者手帳の交付を受けている方で、利用対象者として登録された方。

デイサービス センター こまの郷	〒350-1211 日高市森戸新田 99-2 電話：042-989-3331 FAX：042-989-1958	月曜日から土曜日 午前9時30分から午後4時まで (年末年始を除く)
------------------------	--	--



4.手当・年金

在宅重度心身障がい者手当

マイナンバーの対象

身 療 精

内 容	該当の手帳をお持ちの方で、市民税が非課税の年に手当を支給しています。
対 象	① 身体障がい者手帳1級、2級の方 ② 療育手帳Ⓐ、Ⓐの方 ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級の方
対象外	●施設に入所されている方 ●該当の手帳取得時に満65歳以上の方 ●特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過措置による福祉手当を受給している方（超重症心身障がい児を除く）
金 額	月額 5,000円 9月と3月に6か月分をまとめて指定口座に振り込みます。
持ち物	障がい者手帳、マイナンバーカード、振込口座の分かるもの
注意事項	●認定は申請があった月の翌月分からになります ●市民税が課税の場合は、課税期間中は支給停止になります ●転入の方は、障がい者本人の非課税証明書が必要になる場合があります ●市民税の課税状況が確認できない未申告の場合は、税の申告をお願いします
窓 口	障がい福祉課（⑧窓口） ☎042-989-2111（代） FAX：985-4444 メール：sfukusi@city.hidaka.lg.jp

特別障がい者手当

マイナンバーの対象

身 療 精 難

対 象	20歳以上で、重度の障がいにより <u>日常生活において常時特別の介護を要する方</u> （障がい基礎年金の障がい等級が1級程度の障がいが重複する方、またはそれと同等以上と認められる方）
対象外	●施設に入所している方 ●3か月以上継続して病院または診療所に入院している方
支給月	5月（2～4月分）、8月（5～7月分）、11月（8～10月分）、2月（11～1月分）
所得制限	障がい者本人または扶養している方に一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。
窓 口	手続きに必要な持ち物をご案内します。障がい福祉課までご連絡ください。 障がい福祉課（⑧窓口） ☎042-989-2111（代） FAX：985-4444 メール：sfukusi@city.hidaka.lg.jp

障がい児福祉手当

マイナンバーの対象

身 療 精 難

対 象	20歳未満で、次のいずれかに該当する在宅の方 ① 身体障がい者手帳1級の一部および2級の一部の方 ② 療育手帳Ⓐの方 ③ 精神障がい、血液疾患等で、障がいの程度が①②と同等と認められる方
対象外	●施設に入所している方 ●障がいを支給事由とする年金を受給している方
支給月	5月(2~4月分)、8月(5~7月分)、11月(8~10月分)、2月(11~1月分)
所得制限	障がい者本人または扶養している方に一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。
窓 口	手続きに必要な持ち物をご案内します。障がい福祉課までご連絡ください。 障がい福祉課(8窓口) ☎ 042-989-2111(代) FAX: 985-4444 メール: sfukusi@city.hidaka.lg.jp

経過措置による福祉手当

マイナンバーの対象

身 療 精 難

対 象	20歳以上で、制度改正(昭和61年4月1日)前の福祉手当を受給していた方のうち、特別障がい者手当も障がい基礎年金も受けることができない方。
対象外	施設に入所している方
支給月	5月(2~4月分)、8月(5~7月分)、11月(8~10月分)、2月(11~1月分)
所得制限	障がい者本人または扶養している方に一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。
窓 口	手続きに必要な持ち物をご案内します。障がい福祉課までご連絡ください。 障がい福祉課(8窓口) ☎ 042-989-2111(代) FAX: 985-4444 メール: sfukusi@city.hidaka.lg.jp

MEMO

手帳

福祉サービス

相談

手当・年金

医療

在宅生活

社会参加

税金

備え

その他

特別児童扶養手当

マイナンバーの対象

身 療 精 難

対 象	次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を養育している保護者 ① 身体障がい者手帳1～3級と4級の一部の方 ② 療育手帳Ⓐ、Ⓑの方 ③ 身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受けていない方で基準に該当する方
対象外	●児童が施設に入所している方 ●児童が障がいを支給事由とする年金を受給している方
支給月	4月(12～3月分)、8月(4～7月分)、11月(8～11月分)
所得制限	本人等の前年の所得が一定額以上の場合は、支給停止となります。
窓 口	日高市役所 子育て応援課 子育て応援担当(⑥窓口) ☎042-989-2111(代) FAX:985-4444

埼玉県心身障がい者扶養共済制度

身 療 精 難

内 容	心身障がい(児)者の保護者が加入し、一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡または重度障がい状態となったとき、心身障がい(児)者に年金を支給します。
加入対象	県内に居住する65歳未満の保護者で、次のいずれかに該当する心身障がい(児)者を扶養している特別な疾病や障がいのない方 ① 身体障がい者手帳1～3級の方 ② 療育手帳の交付を受けている方 ③ 精神または身体に永続的な障がいのある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その程度が①または②と同程度の方
掛 金	月額9,300円～23,300円(令和7年10月現在) ●掛金は加入時の加入者の年齢により異なります ●所得、加入者の年齢と加入期間により掛金が減額、免除される場合があります ●制度の見直しにより掛金が改定されることがあります
年金額	1口加入の場合:月額2万円(2口加入の場合:月額4万円)
窓 口	《制度についての詳しい問い合わせなど》 埼玉県障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当 ☎048-830-3315 FAX:048-830-4789 《申請窓口》 障がい福祉課(⑧窓口) ☎042-989-2111(代) FAX:985-4444 メール:sfukusi@city.hidaka.lg.jp

障がい基礎年金・障がい厚生年金 マイナンバーの対象

身 療 精

内 容	年6回、偶数月の15日ごろに、等級に応じた年金を受給することができます。障がい者手帳の障がい等級とは判断基準が異なるため、手帳の交付を受けられても障がい年金の障がい程度には該当しないこともあります。
対 象	次の全てに該当する方 ●国民年金または厚生年金加入中に、障がいの原因となった初診日があること（20歳前や、年金加入者でなくなった後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日がある場合も含みます） ●障がい認定日（初診から1年6か月を経過した日または1年6か月以内に症状が固定した日）において、国民年金・厚生年金の障がい等級に該当していること ●保険料の納付要件を満たしていること
窓 口	所沢年金事務所 〒359-0025 所沢市上安松1152-1 ☎04-2998-0170 《障がい基礎年金の申請等について》 日高市役所 保険年金課 国民年金・医療費担当（④窓口） ☎042-989-2111（代） FAX：985-4444

特別障がい給付金制度

マイナンバーの対象

身 療 精

内 容	国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障がい基礎年金等の受給権を有していない障がい者の方が給付金を受け取ることができます。
対 象	平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生、または昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった、厚生年金、共済組合等に加入していた方の配偶者で、その期間中に、障がいの原因となった初診日があること ※本人所得により支給が制限されたり、他法の年金や手当を支給されている場合は、支給が制限されたり、支給資格が喪失となることがあります
窓 口	日高市役所 保険年金課 国民年金・医療費担当（④窓口） ☎042-989-2111（代） FAX：985-4444

手 帳

福祉サービス

相 談

手 当・年 金

医 療

在 宅 生 活

社会 参 加

税 金

備 え

そ の 他

5.医療

自立支援医療費制度 マイナンバーの対象

身 精

身体に障がいのある方の更生に必要な医療で、日常生活上の便宜を増すために障がいを軽くしたり、機能が回復できるような医療費の軽減が受けられます。また精神疾患による通院医療をされる方についても通院医療費の軽減があります。

対象医療	対象となる方	利用の詳細
更生医療 身	身体障がい者手帳の交付を受けている18歳以上の方で判定を受けた方	肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声言語、そしゃく機能障がいまたは内部障がいなどの障がいのある方で、指定医療機関による診察、治療、手術（角膜手術、関節形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術等）などを受ける場合に、この制度をご利用になれます ※手術等を受ける前に、障がい福祉課までお問い合わせください。
育成医療 身	18歳未満の方	
精神通院医療 精	精神疾患による通院医療を受けている方	

<サービスの内容>

- 医療保険の負担上限額まで、医療費を原則1割負担していただきます
- 所得の低い方または、継続的に相当額の医療費負担が発生する「重度かつ継続」に該当する方は、月当たりの負担額に別途、上限を設定しています

障がい福祉課で申請書類を受理したあと、埼玉県等での審査を経て、交付決定されます。

次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

受給者証の内容の変更、受給者証の更新、紛失、返還。

手続きに必要な持ち物をご案内します。障がい福祉課までご連絡ください。

申請窓口・問い合わせ 障がい福祉課 ☎042-989-2111 (代)

重度心身障がい者医療費

マイナンバーの対象

身 療 精

内 容	病院等で診察を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（高額療養費や附加給付などを除く）を助成します。
対 象	<p>健康保険に加入しており、次のいずれかに該当する方</p> <p>① 身体障がい者手帳1～3級の方 ② 療育手帳Ⓐ、A、Bの方 ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ④ 65歳以上で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に掲げる障がいの状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合または市長の認定（障がい認定）を受けている方 ⑤ 上記1または2に規定する障がいの程度で、特別の理由により手帳を所持していない方</p>
注意事項	<p>●精神障がい者手帳1級の方の精神病床への入院費用は対象外です （埼玉県後期高齢者医療に加入している人を除く）</p> <p>●障がい者手帳の交付日等における年齢が原則65歳未満の方に限ります</p> <p>●助成の認定基準として毎年所得の審査を行います。審査の結果、基準額を超えた場合は、一定期間医療費の助成が受けられません</p>
窓 口	日高市役所 保険年金課 国民年金・医療費担当 (4窓口) ☎ 042-989-2111 (代) FAX: 985-4444

後期高齢者医療制度

身 療 精

内 容	申請により後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度に加入することが可能です。 申請をして認定を受けた場合、それまで加入していた公的医療保険（国民健康保険、健康保険組合など）から脱退し、認定を受けた日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。 認定後は後期高齢者医療における保険料を納付し、給付を受けることになります。
対 象	<p>65歳から74歳で一定の障がいの状態にある方で、本人の申請により広域連合の認定を受けた方。</p> <p>一定の障がいの状態とは、次の状態が基準となります</p> <p>① 身体障がい者手帳1級～3級の方 ② 身体障がい者手帳4級の方で、次のいずれかに該当する方 　・下肢障がい4級1号（両下肢のすべての指を欠くもの） 　・下肢障がい4級3号（1下肢を下腿2分の1以上で欠くもの） 　・下肢障がい4級4号（1下肢の著しい障がい） 　・音声・言語 ③ 療育手帳ⒶまたはAの方 ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級または2級の方 ⑤ 障がい基礎年金1級または2級に該当する方</p>
窓 口	日高市役所 保険年金課 国民年金・医療費担当 (4窓口) ☎ 042-989-2111 (代) FAX: 985-4444

手帳

福祉サービス

相談

手当・年金

医療

在宅生活

社会参加

税金

備え

その他

6.在宅生活支援

補装具の交付、修理 マイナンバーの対象

身 難

身体に障がいのある方の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための用具（補装具）の交付と修理に要する費用の支給を行います。

対 象	身体障がい者手帳の交付を受けている方で、埼玉県総合リハビリテーションセンター（身体障がい者更生相談所）の判定を受けた方など。	
種 類	視覚障がい	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
	聴覚障がい	補聴器
	肢体不自由	義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行補助つえ（一本杖、T字杖を除く）、座位保持装置、その他
費 用	購入・修理に要する費用（厚生労働省が定める基準額を上限）の原則1割の定率負担となります。収入に応じた上限額（月額負担上限額）があります。	
注意事項	介護保険が適用される方は、介護保険が優先されます。	
窓 口	障がい福祉課（⑧窓口） ☎042-989-2111（代） FAX：985-4444 メール：sfukusi@city.hidaka.lg.jp	

難聴児の補聴器給付

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽・中度程度の難聴児に対して、言語の習得や教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の給付を行います。

対 象	次の全てに該当する18歳未満の方 ●市内に住所を有する ●両耳の聴力がそれぞれ25デシベル以上かつ、身体障がい者手帳の交付対象とならない方 ●補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方
費 用	市が定める補聴器の価格の範囲内で、3分の1の額が自己負担となり、基準価格を超える場合はその額も自己負担になります。
窓 口	指定医師の意見書、補聴器の見積書などが必要となります。 手続きに必要な持ち物をご案内します。障がい福祉課までご連絡ください。 障がい福祉課（⑧窓口） ☎042-989-2111（代） FAX：985-4444 メール：sfukusi@city.hidaka.lg.jp

日常生活用具の給付

マイナンバーの対象

身 療 難

在宅の重度障がい児（者）、難病患者に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受けていて、手帳に記載されている障がい等に関わる日常生活用具の給付が必要な方 ●在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師より診断されている難病患者の方で、日常生活用具の給付が必要な方。 	
種 類	介護・訓練用支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド
	自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、トイレチエアー、車椅子用段差昇降機、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用誘導装置、聴覚障害者用屋内信号装置、携帯用信号装置、
	在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器（一体型含む）、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、パルスオキシメーター、発動発電機人工呼吸バッテリー
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、情報・通信支援用具、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、暗所視支援眼鏡、点字図書、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、文字放送ラジオ、人工喉頭
	排泄管理支援用具	ストマ用装具（蓄便袋・蓄尿袋）、紙おむつ等、収尿器
	居宅生活動作補助用具	住宅改修
費 用	給付に要する費用（市が定める基準額を上限）の原則1割の定率負担	
持 ち 物	身体障がい者手帳または療育手帳。難病患者の方は難病の指定を受けていることがわかるもの（特定疾患医療費受給者証、診断書など）。	
窓 口	障がい福祉課（⑧窓口） FAX：985-4444	☎ 042-989-2111（代） メール：sfukusi@city.hidaka.lg.jp

手帳

福祉サービス

相談

手当・年金

医療

在宅生活

社会参加

税金

備え

その他

小児慢性特定疾患児童日常生活用具の給付 マイナンバーの対象

小児慢性特定疾患児童が日常生活で必要とする用具の給付を行います

対 象	次の全てに該当する方 ●小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている ●児童福祉法、障がい者総合支援法の施策の対象にならない方
種 類	便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、車いす、電気式たん吸引器、歩行支援用具、特殊便器、頭部保護帽、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、ストマ装具（消化器系、尿路系）、人工鼻、チューブ型包帯
費 用	世帯の所得に応じた自己負担額があります。
手 続き	小児慢性特定疾患医療受給者証、申請書、見積書、マイナンバーカード
窓 口	障がい福祉課（⑧窓口） ☎ 042-989-2111（代） FAX：985-4444 メール：sfukusi@city.hidaka.lg.jp

在宅重度障がい者の寝具消毒乾燥

身

内 容	毎月1回、寝具の乾燥用自動車を派遣し、寝具の消毒乾燥を行います。 内、年1回は丸洗い。
対 象	身体障がい者手帳1級、2級の方で、本人および同居の家族において寝具の乾燥を行うことが困難な方
回 数	毎月1回。うち、年1回は丸洗い
費 用	無料
窓 口	障がい福祉課（⑧窓口） ☎ 042-989-2111（代） FAX：985-4444 メール：sfukusi@city.hidaka.lg.jp

紙おむつの支給

身 療

対 象	●身体障がい者手帳の肢体不自由1級2級の3歳以上の方で、排せつについて全面的に介助を必要とし、常時ねたきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、日常生活用具の排泄管理支援用具（紙おむつ等に限る）の給付を受けることができない方 ●療育手帳の3歳以上の方で、排泄の意思表示を行うことが困難な方
枚 数	Mサイズ70枚、Lサイズ60枚程度（1か月当たり6,000円分相当）
費 用	無料
窓 口	障がい福祉課（⑧窓口） ☎ 042-989-2111（代） FAX：985-4444 メール：sfukusi@city.hidaka.lg.jp

意思疎通支援

身

手話通訳者および要約筆記奉仕員を派遣することにより、社会生活における意思疎通を支援します。

内 容	利用には事前登録が必要です。 営利目的および政治宗教活動等には派遣できません。
対 象	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方で、身体障がい者手帳の交付を受けている方
費 用	無料
窓 口	障がい福祉課（⑧窓口） ☎042-989-2111（代） FAX：985-4444 メール：sfukusi@city.hidaka.lg.jp

電話リレーサービス

身

内 容	聴覚や発話に困難のある方と聞こえる方との会話を、通訳オペレータが手話または文字と音声を通訳して、電話で双方につなぐサービスです。 24時間365日いつでもサービスが利用可能で、警察や消防などへの緊急通報にも対応しています。 利用には事前登録が必要です。詳しくは、一般社団法人日本財団電話リレーサービスのホームページをご確認ください。 HP： https://www.nftrs.or.jp/
窓 口	一般社団法人日本財団電話リレーサービス ☎0120-528-071（カスタマーセンター） FAX：03-6275-0913 メール：info@nftrs.or.jp

文字表示電話サービス(ヨメテル)

身

内 容	難聴や中途失聴により自分の声で話すことはできるけど電話で相手先の声が聞こえにくいことがある方へのサービスとして、通話相手の声を文字にする電話アプリです。 AIまたは文字入力オペレーションにより、通話相手の声をリアルタイムで文字にします。 利用には事前登録が必要です。詳しくはヨメテルのホームページをご確認ください。HP： https://www.yometel.jp/
窓 口	一般社団法人日本財団電話リレーサービス ☎0120-328-123（カスタマーセンター） メール・文字チャット・ビデオ通話 https://www.yometel.jp/contact

声の広報ひだか

内 容	朗読ボランティアグループ「日高もくせいの会」のご協力により「声の広報ひだか」を発行しています。 日高市役所のホームページからダウンロードできるほか、デイジー版CDを貸し出しています。	
窓 口	日高市社会福祉協議会 ☎042-985-9121 FAX: 042-985-1411 日高市立図書館 ☎042-985-5121 FAX: 042-984-1081	

日中一時支援

身 療 精

障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。

内 容	日中において利用者に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、相談等の必要な支援を行います。 事前登録が必要で、利用に当たっては一定の要件があります。
対 象	次のいずれかに該当する方 ●身体障がい者手帳の交付を受けている方 ●療育手帳の交付を受けている方 ●知的障がい者更生相談所または児童相談所において知的障がいと判定された方 ●医師により発達に障がいがあると診断された方 ●精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
窓 口	障がい福祉課（⑧窓口） ☎042-989-2111（代） FAX: 985-4444 メール: sfukusi@city.hidaka.lg.jp

入浴サービス

身

内 容	家庭において入浴することが困難な重度身体障がい者に、移動浴槽車または居宅の浴槽において入浴サービスを行います。
対 象	医師から入浴する許可を受けている身体障がい者手帳1級、2級の方
回 数	原則として、月4回まで
費 用	無料
窓 口	障がい福祉課（⑧窓口） ☎042-989-2111（代） FAX: 985-4444 メール: sfukusi@city.hidaka.lg.jp

生活サポート

身 療 痍

在宅の心身障がい児（者）の地域生活を支援するため、障がい者およびその家族の必要に応じて一時預かり、派遣による介護、外出時の介助等のサービスを提供します。

内 容	<p>《対象のサービス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●団体の管理する場所で一定時間預かり、その滞在中の入浴、排せつおよび食事等の支援 ●利用者の自宅にて入浴、排せつおよび食事等の支援 ●余暇活動、自己啓発、地域活動、冠婚葬祭などのための車での送迎 ●外出時における移動中の支援 <p>《対象外》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者総合支援法によるサービスが受けられるとき ●施設入所者（一時帰省に伴う利用を除く） ●通院、通所、通学での利用 ●家事援助 ●個人対応（1対1）でないサービス提供 ●収入を得ることを目的としたもの（通勤や営業など） ●政治宗教活動など
対 象	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体障がい者手帳の交付を受けている方 ② 療育手帳の交付を受けている方 ③ 知的障がい者更生相談所または児童相談所において知的障がいと判定された方 ④ 医師により発達に障がいがあると診断された方 ⑤ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
利用方法	窓口にて事前登録したのち、市に登録がある民間の団体を利用。
注意事項	費用：1時間あたり950円と実費相当額 上限時間：150時間（年間）
窓 口	障がい福祉課（⑧窓口） ☎ 042-989-2111（代） FAX：985-4444 メール：sfukusi@city.hidaka.lg.jp

重度身体障がい者居宅改善整備費の補助

マイナンバーの対象

身

内 容	重度の肢体不自由がある方が、直接利用する家屋の構造を改善するために必要な経費の一部を補助します。 ただし、日常生活用具の対象となる住宅改修を除きます。
対 象	身体障がい者手帳の下肢1級2級、体幹1級2級の方
費 用	240,000円を限度として必要経費の2/3の額。ただし、世帯における最多収入者の前年分所得税額が、10万5千円以下の世帯に限ります。
窓 口	障がい福祉課（⑧窓口） ☎ 042-989-2111（代） FAX：985-4444 メール：sfukusi@city.hidaka.lg.jp

手帳

福祉サービス

相談

手当・年金

医療

在宅生活

社会参加

税金

備え

その他

7.社会参加

移動支援

身 療 精

屋外での移動が困難な障がいがある方の外出に付き添い、社会参加のための支援を行います。

内 容	<p>《対象のサービス》 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出で、徒歩または公共交通機関を使用した、原則一日の範囲内で用務を終えるもの</p> <ul style="list-style-type: none">●権利または義務に関する相談や手続き●学校行事またはPTA活動などへの参加●家計の維持または財産の保全に係る手続きなど●日常生活上必要な買い物など●各種行事または研修会●冠婚葬祭や初詣または墓参りなどの社会的習慣など●余暇、スポーツ、文化活動 <p>《対象外》</p> <ul style="list-style-type: none">●障がい者総合支援法によるサービスが受けられるとき●施設入所者（一時帰省に伴う利用を除く）●車での送迎●通院、通所、通学での利用●個人対応（1対1）でないサービス提供●収入を得ることを目的としたもの（通勤や営業など）●政治宗教活動など
対 象	次のいずれかに該当する方 ① 身体障がい者手帳の交付を受けている方のうち、視覚障がい1級、全身性障がい、車いすを常時使用している方 ② 療育手帳の交付を受けている方 ③ 知的障がい者更生相談所または児童相談所において知的障がいと判定された方 ④ 医師により発達に障がいがあると診断された方 ⑤ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、漠然とした不安がある、妄想がある、公共機関等の利用に係る各種手続きを単独で行うことが困難である等の理由により、単独での行動が困難な方
利 用 方 法	窓口にて事前登録したのち、市に登録がある民間の団体を利用。
注 意 事 項	利用料は無料。介助者を含む交通費などの実費分は利用者が負担。
窓 口	障がい福祉課（⑧窓口） ☎ 042-989-2111（代） FAX：985-4444 メール：sfukusi@city.hidaka.lg.jp

タクシー乗車料金の割引き

身 療

内 容	タクシーに乗車する際、運転手に手帳を提示すると1割引きになります。 日高市おでかけタクシーを使用した場合も運賃が1割引きになります。
対 象	●身体障がい者手帳の交付を受けている方 ●療育手帳の交付を受けている方 ※精神障がい者保健福祉手帳は、一部事業所のみ割引を実施
窓 口	各タクシー会社

福祉タクシー利用料金の助成

身 療



一覧はこちら

埼玉県または日高市と協定を結んでいるタクシーを利用した際に、
タクシー料金の一部を助成します。

内 容	登録をされた方に対し、福祉タクシー利用券を48枚交付します。(初年度のみ登録が必要。翌年度以降は毎年利用券を送付します)
使 い 方	上記タクシー乗車料金の割引きと併用することができ、1割引きされた後の運賃から、1枚で初乗り運賃相当額(500円)が助成されます。(1回の乗車につき最大2枚まで使用可) 日高市おでかけタクシーでも使用することができます。
対 象	●身体障がい者手帳1級2級、または3級の肢体不自由の方 ●療育手帳Ⓐ、Aの方
注意事項	●乗車料金が初乗運賃相当額の2倍(1,000円)を超える場合に限り2枚まで利用できます ●自動車等燃料費の補助との併用はできません ●介護タクシーにもご利用できますが、助成額は一般のタクシーの初乗運賃相当額となります
窓 口	障がい福祉課(⑧窓口) ☎042-989-2111(代) FAX: 985-4444 メール: sfukusi@city.hidaka.lg.jp

自動車運転免許取得費の補助

身 療 精

普通自動車免許を取得するために必要な経費の一部を補助します。

対 象	次のいずれかに該当し、運転免許試験の受験資格(仮免許)を有する方 ●身体障がい者手帳の交付を受けている方 ●療育手帳の交付を受けている方 ●精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
金 額	必要経費の3分の2(限度額 120,000円)
注意事項	●免許取得後に実績報告書の提出が必要になります ●教習前に、事前にご相談ください
窓 口	障がい福祉課(⑧窓口) ☎042-989-2111(代) FAX: 985-4444 メール: sfukusi@city.hidaka.lg.jp

自動車等燃料費の補助

身 療

障がいのある方が通院や外出など日常生活で自動車を利用する際の燃料費の一部を補助します。

内 容	車を一台登録し、その車に燃料費を給油した際の料金を補助します。 請求については毎年度、申請期限までに領収証またはレシートを申請書、請求書と添えて窓口まで請求にお越しください。		
対 象	次のいずれかの手帳をお持ちの在宅の方で、要件を全て満たす方		
	手帳	<ul style="list-style-type: none">●身体障がい者手帳1級2級、または3級の肢体不自由の方●療育手帳Ⓐ、Ⓐの方	
	要件	登録車	障がい者本人または同居し生計を同じにする方が所有する車 (自家用車のみ。法人名義は不可)
金 額	補助限度額 24,000円(年間) 年度の途中から登録した場合は、その月からの月割りになります。		
請 求	申請期限の3月31日までに、必ず窓口にて請求手続きを完了してください。 《持ち物》 障がい者手帳、領収証またはレシート、振込先がわかるもの(通帳など) 振込先は登録制ではありません。 請求の際は必ず振込先がわかるものをお持ちください。 申請書、請求書は市ホームページからもダウンロードできます→ 		
注意事項	<ul style="list-style-type: none">●福祉タクシー利用料金助成との併用はできません●施設に入所した場合、車や運転する方が要件から外れた場合は、補助の対象外となります		
窓 口	初年度のみ登録が必要。登録後は年に一度、窓口にて請求手続きが必要です。 車の買い替えや登録事項が変わった際は変更の手続きが必要です。 障がい福祉課(8窓口) ☎ 042-989-2111(代) FAX: 985-4444 メール: sfukusi@city.hidaka.lg.jp		

心身障がい児通学奨励費補助金

対 象	市内に居住し、特別支援学校に通学(通級)している18歳以下の児童を持つ保護者。		
金 額	月額 3,000円(申請月から) 支給月 7月(4~7月分)、11月(8月~11月分)、3月(12月~3月分)		
持ち物	在学証明書(生徒手帳不可)		
注意事項	新年度の受付は4月からで、毎年度登録制です。 一度登録すると次年度からは申請案内を送付します。		
窓 口	障がい福祉課(8窓口) ☎ 042-989-2111(代) FAX: 985-4444 メール: sfukusi@city.hidaka.lg.jp		

自動車改造費の補助

身 療 精

就業等に伴い、自ら自動車を運転するために必要な改造費の一部を補助します。

対 象	●身体障がい者手帳の交付を受けている方で上肢、下肢、体幹機能障がいの方 ●療育手帳の交付を受けている方 ●精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
要 件	次の要件全てに該当する必要があります（改造前に申請してください） ① 障がい者本人が所有、または所有することとなる自動車 ② 自動車の操作装置（ハンドル）および駆動装置（アクセル、ブレーキ）等の一部の改造費であること
持ち物	●障がい者手帳 ●運転免許証 ●自動車改造実施計画書 ●自動車改造費見積書
窓 口	その他必要な物、手続きの流れなどご案内します。事前にご相談ください。 障がい福祉課（8窓口） ☎ 042-989-2111（代） FAX：985-4444 メール：sfukusi@city.hidaka.lg.jp

有料道路の割引き

身 療

対 象	身体障がい者手帳	1種	本人・介護者運転
		2種	本人運転のみ
	療育手帳	Ⓐ・A	介護者運転のみ
割引額	半額		
持ち物	一般レーンを利用する場合	① 障がい者手帳 ② 登録する車の車検証	
	ETCを利用する場合	① 障がい者手帳 ② 登録する車の車検証 ③ ETCカード（18歳以上は本人名義に限る） ④ ETC車載器セットアップ証明書 ⑤ 110円切手（ETC登録係に送付用）	
窓 口	障がい福祉課では ETC 登録係に提出する申請書の受付のみの窓口となります。 《制度や利用方法についての詳しい問い合わせなど》 有料道路 ETC 割引登録係（平日 9 時～17 時） ☎ 045-477-1233 NEXCO 東日本お客さまセンター（24 時間） ☎ 03-5308-2424 首都高お客さまセンター（24 時間） ☎ 03-6667-5855		

手帳

福祉サービス

相談

手当・年金

医療

在宅生活

社会参加

税金

備え

その他

駐車禁止適用除外

身 療 精

警察署で標章の交付を受けた場合、駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも、他の交通の妨げにならなければ駐車できます。

対象	次の障がいに該当し、歩行困難と認められた方	身体障がい者手帳	視覚	4級の1以上		
			聴覚、平衡、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう直腸、小腸、免疫、肝臓		3級以上	
			肢体不自由	上肢	2級以上	
				下肢	4級以上	
			乳児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢	2級以上（上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	
				移動	4級以上	
			療育手帳			
			精神障がい者保健福祉手帳			
小児慢性児特定疾病児手帳（色素性乾皮症に限る）の交付を受けている方						
窓口	飯能警察署 042-972-0110					

埼玉県思いやり駐車場制度

身 療 精 難

歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などにある「車椅子使用者用駐車区画」および「優先駐車区画」の適正利用を推進しています。

利用証 (駐車時にルームミラーに掲示)		利用できる駐車区画	
青	 車椅子使用者用	 「車椅子使用者用駐車区画」 (幅3.5m以上の幅広区画)	
緑	 オレンジ	 「優先駐車区画」 (幅3.5m未満の通常幅区画)	
その他の高齢者、障がい者用		妊産婦 けが人用	

埼玉県思いやり駐車場制度

身 療 精 難

《対象となる方》

対象			利用証	持ち物	期限								
身体障がい者手帳	視覚	4級以上	緑	該当の障がい者手帳	対象として基準に該当しなくなるまで								
	聴覚	3級以上											
	平衡機能	5級以上											
	上肢	2級以上											
	下肢	6級以上	青										
		2級以上の車椅子使用者											
	体幹	5級以上	緑										
		3級以上の車椅子使用者											
	脳原性運動機能	上肢	緑										
		2級以上											
		6級以上											
	2級以上の車椅子使用者		青										
	内部障がい (免疫機能障がい)		4級以上										
療育手帳			緑										
精神障がい者保健福祉手帳													
1級以上													
難病	特定疾病医療												
	指定難病医療												
	小児慢性特定疾病医療												
高齢者	要介護	1以上	青	介護保険 被保険者証	対象と 同期間								
		3以上の車椅子使用者											
妊娠婦	単胎妊娠	妊娠7か月～産後1年	オレンジ	母子健康手帳	対象と 同期間								
	多胎妊娠	妊娠7か月～産後3年											
けが人	医師の診断により、歩行が困難であるため特別な配慮が必要であると認められる方		青	医師の診断書 または意見書	診断書等 で認める 期間								
その他	医師の診断により、車椅子の使用が常時必要であると認められる方												
窓口													
障がい福祉課での申請のほか、埼玉県への郵送申請、電子申請があります。													
《制度についての詳しい問い合わせ、郵送申請の送付先》													
〒330-9301													
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1													
埼玉県 福祉部 福祉政策課 政策企画担当													
☎048-830-3223													
《電子申請》													
埼玉県電子申請・届出サービスはこちらから→													



手帳
福祉サービス
相談
手当・年金
医療
在宅生活
社会参加
税金
備え
その他

JR 運賃の割引き

身 療 精

対 象	割引対象乗車券	割引率	割引区間
身体障がい者手帳	単独で利用	普通乗車券	5割 片道の営業キロ が100km を超える区間
	介護者付き添いで利用 (第1種身体障がい者のみ)	普通乗車券、 定期券、 回数券、急行券	5割 (介護者も同率割引) 全線 (私鉄等他 鉄道会社線と まとがる場合 を含む)
	12歳未満の 第2種身体障がい者が 介護者付き添いで利用	定期券 (小児乗車定期券 を除く)	5割 (介護者のみ) 全線 (私鉄等他 鉄道会社線と まとがる場合 を含む)
療育手帳	単独で利用	普通乗車券	5割 片道の営業キロ が100km を超える区間
	介護者付き添いで利用 (Ⓐ、Ⓐの方のみ)	普通乗車券、 定期券、 回数券、急行券	5割 (介護者も同率割引) 全線 (私鉄等他 鉄道会社線と まとがる場合 を含む)
	12歳未満で Ⓑ、Ⓒの方が 介護者付き添いで利用	定期券 (小児定期乗車券 を除く)	5割 (介護者のみ) 全線 (私鉄等他 鉄道会社線と まとがる場合 を含む)
精神障がい者保健福祉手帳	単独で利用	普通乗車券	5割 片道の営業キロ が100km を超える区間
	第1種精神障がいの方と 介護者の方	普通乗車券、 定期券、 回数券、急行券	5割 (介護者も同率割引) 全線 (私鉄等他 鉄道会社線と まとがる場合 を含む)
	12歳未満の 第2種精神障がいの方と 介護者の方	定期券 (小児定期乗車券 を除く)	5割 (介護者のみ) 全線 (私鉄等他 鉄道会社線と まとがる場合 を含む)
利用方法	乗車券購入の際に、発売窓口で手帳を提示します。		
窓 口	JRに直接、お問い合わせください。		

私鉄運賃の割引き

身 療 精

会社によって取り扱いが異なる場合があります。
直接、各鉄道会社にお問い合わせください。

バス運賃の割引き

身 療 精

		割引乗車券の種類	割引率	利用方法
対象	身体障がい者手帳 療育手帳	普通乗車券	5割	料金を支払う際、手帳を提示します
	第1種身体障がい者 または知的障がい者 の付き添いの方	定期券	3割	乗車券購入の際、窓口に手帳を提示します
	精神障がい者 保健福祉手帳 (顔写真が貼付されて いるものに限る)	割引率、条件等は会社によって 異なります		
注意事項		日高市おでかけワゴンについては、身体障がい者手帳の交付 を受けている方、療育手帳の交付を受けている方、精神障がい者 保健福祉手帳の交付を受けている方、またその介助者の方 が5割引で乗車できます。乗務員による介助には対応して いません。くわしくは下記までお問い合わせください。		
窓口		各バス会社に直接、お問い合わせください。 《日高市おでかけワゴンへのお問い合わせ、申請》 日高市役所 危機管理課 交通政策・交通安全・防犯担当 (3階 ⑧窓口) ☎ 042-989-2111 (代)		

国内航空運賃の割引き

身 療 精

対象	次のいずれかに該当する満12歳以上の方 ●身体障がい者手帳の交付を受けている方 ●療育手帳の交付を受けている方 ●精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
割引	本人とその介護者1名
注意事項	●一部航空会社では割引きがない場合があります ●詳細は各航空会社・代理店にお問い合わせください
窓口	各航空会社に直接、お問い合わせください。

手帳
福祉サービス

相談

手当・年金

医療

在宅生活

社会参加

税金

備え

その他

8.税金

市民税、所得税の控除 マイナンバーの対象

身 療 精

本人（または同一生計配偶者、扶養親族）が下表に定める障がい者の場合、所得金額から一定の控除を受けることができます。

同一生計配偶者、または扶養親族が特別障がい者で、かつ本人（またはその配偶者、生計を一にする親族）のいずれかと常に同居をしている場合は「同居特別障がい者」として、控除を受けることができます。

要 件	
特別 障がい者	① 身体障がい者手帳1級、2級 ② 療育手帳Ⓐ、Ⓐ ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級 ④ 精神または身体に障がいのある65歳以上の方で、その障がいの程度が上記と同等であると認められた方など
同居特別 障がい者	① 身体障がい者手帳3級～6級 ② 療育手帳Ⓑ、Ⓒ ③ 精神障がい者保健福祉手帳2級、3級 ④ 精神または身体に障がいのある65歳以上の方で、その障がいの程度が上記と同等であると認められた方など
特別 障がい者 以外	① 身体障がい者手帳3級～6級 ② 療育手帳Ⓑ、Ⓒ ③ 精神障がい者保健福祉手帳2級、3級 ④ 精神または身体に障がいのある65歳以上の方で、その障がいの程度が上記と同等であると認められた方など

相続税の控除 マイナンバーの対象

身 療 精

障がい者が相続または遺贈により財産を取得したときに、国内に住所がある法定相続人である場合、一定の控除を受けることができます。

要 件	
特別 障がい者	① 身体障がい者手帳1級、2級 ② 療育手帳Ⓐ、Ⓐ ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級 ④ 精神または身体に障がいのある65歳以上の方で、その障がいの程度が上記と同等であると認められた方など
特別 障がい者 以外	① 身体障がい者手帳3級～6級 ② 療育手帳Ⓑ、Ⓒ ③ 精神障がい者保健福祉手帳2級、3級 ④ 精神または身体に障がいのある65歳以上の方で、その障がいの程度が上記と同等であると認められた方など

窓 口	《④の認定について》 日高市役所 長寿いきがい課 高齢者支援担当（⑤窓口） ☎042-989-2111（代）
	《市民税について》 日高市役所 税務課 市民税担当（⑪窓口） ☎042-989-2111（代）
	《所得税、相続税について》 川越税務署 ☎049-235-9411

自動車税、軽自動車税の減免

身 療 精

埼玉県内に居住する障がい者のために使用する自動車で一定の要件を満たすもの。減免額は申請時期により異なります。

対 象		等 級			
身体障がい者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう、直腸	3級以上			
	視覚	1～3級、4級の1 (4級のうち視力の良い方の視力が0.008～0.1)			
	聴覚	3級以上			
	平衡機能	5級以上			
	音声または言語機能	3級 (こう頭が摘出された場合に限る)			
	上肢	2級以上			
	下肢	6級以上			
	体幹	5級以上			
	乳児期以前の 非進行性脳病 変による運動 機能障がい	上肢 移動	2級以上 6級以上		
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい、肝臓	4級以上			
療育手帳		Ⓐ、Ⓐ			
精神障がい者保健福祉手帳		1級で、自立支援(精神通院医療)を受けている方			
戦傷病者手帳		身体障がい者手帳の減免の範囲に準じる			
自動車税	障がい者本人、生計を同一にする家族または常時介護する方が、もっぱら障がい者のために運転する自動車にかかる環境性能割(減免上限額 300万円×該当する自動車の税率)および種別割(減免上限額は45,000円 ※15%重課の自動車の場合は51,700円)の減免が受けられます				
軽自動車税	障がい者本人、生計を同一にする家族または常時介護する方が、もっぱら障がい者のために運転する自動車にかかる環境性能割および種別割の減免が受けられます。				
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障がい者手帳の交付を受けている方で、複数の障がいがある方は障がいの部位ごとに判定します ●減免となる自動車(軽自動車)は、1人につき1台に限ります 				
窓 口	<p>《自動車税》 自動車税事務所 課税第二担当 ☎048-658-0227</p> <p>飯能県税事務所 課税第二担当 ☎042-973-5616</p> <p>《軽自動車税》 日高市役所 税務課 資産税担当(12窓口) ☎042-989-2111(代)</p>				

手帳

福祉サービス

相談

手当・年金

医療

在宅生活

社会参加

税金

備え

その他

9.備え

緊急通報システムの設置

身

対象	身体障がい者手帳1級、2級の方のみの世帯、およびこれに準ずる世帯
内容	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の急病や事故等の緊急時に、ボタンを押すだけで受信センターと連絡を取ることのできる装置を設置します。(固定電話の回線を利用します) 受信センターでは、利用者に代わって救急要請を行う等の対応を行います。
費用	無料(固定電話の通話料は自己負担)
窓口	障がい福祉課(8窓口) ☎042-989-2111(代) FAX:985-4444 メール:sfukusi@city.hidaka.lg.jp

避難行動要支援者名簿

身 療 精 難

対象	次のいずれかに該当する方 ① 介護保険の要介護、要支援の認定を受けている、または受けようとする方 ② 障がい者手帳を持っている、または交付を受けようとする方 ③ 75歳以上の世帯の方 ④ その他、地域の支援が必要な方
内容	災害発生時に自力で避難することが困難な方で、特に支援を要する方から事前に同意書を提出してもらい、民生委員、区長等の地域で支援してくれる方へ平常時から名簿を提供し、災害時の的確な避難支援につなげることを目的とした制度です。
同意書の受付	《制度についての詳しい問い合わせなど》 日高市役所 危機管理課 防災・消防担当 ☎042-989-2111(代) 《同意書の申請窓口》 ① に該当の方 日高市役所 長寿いきがい課(5窓口) ② に該当の方 日高市役所 障がい福祉課(8窓口) ③ ④に該当の方 日高市役所 危機管理課 防災・消防担当(3階8窓口)

MEIS（医療的ケア児等医療情報共有システム）

内 容	MEIS は、医療的ケアが必要な児童等が緊急時や災害、事故に遭遇した際にその対応にあたる全国の医師や医療機関等が、迅速に必要な患者情報を共有できるようにするためのシステムです。 MEIS の利用にはご家族および主治医による事前申請、登録が必要です。 詳細についてはこども家庭庁の案内サイトをご覧ください。
-----	--

Net119 緊急通報システム

内 容	電話での緊急通報が困難な方がスマートフォンや携帯電話のインターネット機能を利用して、救急車や消防車などを要請する通報ができるシステムです。全国どこからでも最寄りの消防へつながります。
対 象	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市に在住または在勤、在学している方で、音声の聞き取り、発話が難しい方
窓 口	<p>利用には事前登録が必要です。</p> <p>《電子申請》</p> <p>QRコードを読み取ってからメールを送信すると、Net119 からご案内メールが届きます。</p> <p>《窓口申請、お問い合わせ》</p> <p>埼玉西部消防局 指令管理課</p> <p>04-2929-9135 FAX: 04-2929-9126</p> <p>メール: shireikanri@saisei119.jp</p>



電子申請はこちら

メール・ファックス 110番

内 容	埼玉県警では、電話での 110 番通報が困難な方が事件や事故にあったとき、警察への緊急通報に利用する「メール 110 番」、「ファックス 110 番」「110 番アプリ」を開設しています。アプリは全国どこからでも通報できます。メール、ファックスは埼玉県内からの通報に限ります。
窓 口	<p>《問い合わせ》</p> <p>埼玉県警察 048-832-0110</p> <p>《ファックス 110 番》 0120-264-110</p> <p>《110 番アプリ》</p> <p>スマートフォンに「110 番アプリ」をダウンロードし事前登録をしてください。</p>

《メール 110 番》



練習用 QR コード

※ 通報 本番用 ※



※ 実際に通報されます ※

10.その他

NHK 受信料の減免

身 療 精

免除額	半額免除	全額免除
対 象	次の障がい者手帳の交付を受けている方 が世帯主かつ、NHK 受信料の契約者 ① 身体障がい者手帳 1級、2級 ② 療育手帳 ①、A ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1級 ④ 視覚障がいの身体障がい者手帳の方 ⑤ 聴覚障がいの身体障がい者手帳の方	次の障がい者手帳の交付を受けている方 がいる世帯で、世帯全員が市民 税非課税 ① 身体障がい者手帳の方 ② 療育手帳の方 ③ 精神障がい者保健福祉手帳の方
持ち物	●障がい者手帳 ●印鑑	●障がい者手帳 ●印鑑 ※1月1日以降に転入された場合は 前住所地の非課税証明書
手続き	上記の持ち物をお持ちのうえ、障がい福祉課（⑧窓口）にお越しください。 申請書内の証明事項を確認し、証明書を交付いたします。 その後 NHK に送付してください。	
窓 口	障がい福祉課では証明書の交付のみの受付となるため、免除制度に関しては 直接、NHK までお問い合わせください。 《問い合わせ》 NHK さいたま放送局 ☎048-833-2045 FAX: 048-834-3542	

NTT 番号案内の減免「ふれあい案内」

身 療 精

内 容	NTT の電話番号案内（104番）が無料で利用できます。 利用には事前登録が必要です。	
対 象	視覚	6級以上
	聴覚	
	上肢、体幹、脳原性運動機能障がい	2級以上
	音声・言語機能、そしゃく機能	4級以上
	療育手帳の交付を受けている方	
	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方	
窓 口	NTT 東日本（受付時間：午前9時～午後5時）土日祝および年末年始は除く ☎0120-104-174 FAX: 0120-104-134	

携帯電話基本料金等の割引き

内 容	携帯電話基本使用料等の割引をおこなっている場合があります。 各携帯電話会社により内容は異なります。
窓 口	各携帯電話会社、営業所

飯能ケーブルテレビ基本料金等の割引き

身

内 容	基本コースの基本料が割引になります。
対 象	次の全てに該当する方 ●受信契約者 ●重度の視覚または聴覚障がいの身体障がい者手帳の交付を受けている方
窓 口	飯能ケーブルテレビ株式会社 ☎ 042-974-3611 FAX: 042-974-3612

公営施設の使用料等の減免

内 容	埼玉県内の公共施設を利用するとき、使用料等を減免している施設があります。くわしくは、直接施設へお問い合わせください。
窓 口	各施設

福祉スポーツ大会

内 容	市では毎年、日高市社会福祉協議会主催による福祉スポーツ大会を開催しています。玉入れやパン食い競争などの競技、フライングディスクやモルックなどの自由体験もあり、障がいの方とボランティアの方が一緒に楽しんでいます。また、大会を支えるボランティアも募集しています。
窓 口	日高市社会福祉協議会 ☎ 042-985-9100 FAX: 042-985-1411

彩の国ふれあいピック

内 容	身体、知的、精神の障がいのある方が、どなたでも参加できる県内最大級のスポーツイベントです。レクリエーションスポーツ、競技スポーツ、アーバンスポーツのほか、健康・体力測定コーナーや販売コーナーなどもあります。
窓 口	埼玉県障害者スポーツ協会 ☎ 048-822-1120 FAX: 048-822-1121

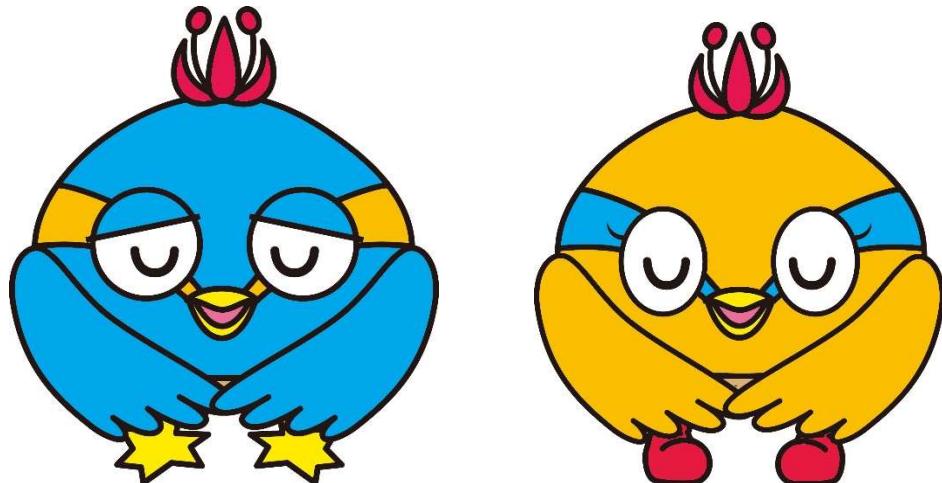
日高市障がい者創作活動合同作品展

内 容	障がいのある方が作製した芸術作品等を発表できる機会を設けるため、公共施設での展示の支援を行っています。
窓 口	日高市社会福祉協議会 042-985-9100 FAX: 042-985-1411

手話を学びたい方へ

内 容	日常会話程度の手話を目標とした手話奉仕員養成講習会を実施しています。習得した手話で地域の聴覚障がい者と会話をしたり、ボランティア活動に携わるなど、聴覚障がい者を直接的に支える活動を行う手話支援者養成を目的としています。 講習会は入門課程と基礎課程を隔年で実施しています。 なお、手話奉仕員として活動を行うには両課程を修了する必要があります。
対 象	市内に在住または在勤している方で、高校生以上の方
窓 口	日高市社会福祉協議会 042-985-9100 FAX: 042-985-1411

日高市では障がい(児)者の「害」を
「がい」に改め、表記しています。



五十音さくいん

あ

い

- 意思疎通支援 ····· 18
移動支援 ····· 21

う

え

- NHK 受信料の減免 ····· 33
NTT 番号案内の減免
「ふれあい案内」··· 33

お

か

- 海外渡航等のための、身体障がい者および
療育手帳の英語版の手帳交付証明 ··· 3
介護給付 ····· 4
紙おむつの支給 ····· 17

き

- 緊急通報システムの設置 ····· 31

く

- 訓練等給付 ····· 5

け

- 経過措置による福祉手当 ····· 10
携帯電話基本料金等の割引き ····· 34

こ

- 公営施設の使用料等の減免 ····· 34
後期高齢者医療制度 ····· 14
声の広報ひだか ····· 19
国内航空運賃の割引き ····· 28

さ

- 在宅重度心身障がい者手当 ····· 9
在宅重度障がい者の寝具消毒乾燥 ··· 17
彩の国ふれあいピック ····· 34
埼玉県思いやり駐車場制度 ··· 25, 26
埼玉県心身がい者扶養共済制度 ··· 11

し

- JR 運賃の割引き ····· 27
私鉄運賃の割引き ····· 27
自動車運転免許取得費の補助 ····· 22
自動車改造費の補助 ····· 24
自動車税、軽自動車税の減免 ····· 30
自動車等燃料費の補助 ····· 23
重度心身障がい者医療費 ····· 14
重度心身障がい者
居宅改善整備費の補助 ····· 20
市民税、所得税の控除 ····· 29
手話を学びたい方へ ····· 35
障がい基礎年金、障がい厚生年金 ··· 12
障がい児通所給付 ····· 5
障がい児福祉手当 ····· 10
小児慢性特定疾病児童

じ

- 日常生活用具の給付 ····· 17
自立支援医療費制度 ····· 13
心身障がい児通学奨励費補助金 ····· 23
身体障がい者地域活動支援センター ····· 8
身体障がい者手帳の交付 ····· 1

す

- セ
- 生活サポート ····· 20
精神障がい者地域活動支援センター ····· 8
精神障がい者保健福祉手帳の交付 ····· 3

そ

- 相談支援給付 ····· 5
相続税の控除 ····· 29

た	福祉タクシー乗車料金の割引き・・・22	ふ	福祉タクシー利用料金の助成・・・22
ち	地域活動支援センター・・・7 駐車禁止適用除外・・・25	へ	福祉スポーツ大会・・・34
つ		ほ	
て	電話リレーサービス・・・18	ま	
と	特別児童扶養手当・・・11 特別障がい者手当・・・9 特別障がい給付金制度・・・12	み	
な	難聴児の補聴器給付・・・15	む	
に	日常生活用具の給付・・・16 日中一時支援・・・19 入浴サービス・・・19	め	MEIS (医療的ケア児等医療情報 共有システム)・・・32 メール・ファックス110番・・・32
ぬ		も	文字表示電話サービス (ヨメテル)・・・18
ね	Net119 緊急通報システム・・・32	や	
の		ゆ	有料道路の割引き・・・24
は	バス運賃の割引き・・・28 飯能ケーブルテレビ 基本料金等の割引き・・・34	よ	
ひ	日高市障がい者就労支援センター・7 日高市障がい者創作活動合同作品展・35 日高市障がい者相談支援センター・6 日高市役所・6 避難行動要支援者名簿・31	わ	
		ら	
		り	療育手帳の交付・・・2
		る	
		れ	
		ろ	
		わ	